

## 昭和五十一年総理府令第五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令  
 第六条第一項第四号に規定する油分を含む  
 産業廃棄物に係る判定基準を定める省令  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭  
 和四十六年政令第三百号）第六条第三号イ（一）  
 及びニ（一）の規定に基づき、廃棄物の処理及び  
 清掃に関する法律施行令第六条第三号に規定する  
 油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総  
 理府令を次のように定める。

## （汚泥に係る判定基準）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行  
 令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」と  
 いう。）第六条第一項第四号イ（一）に掲げる  
 汚泥に係る同号イの油分の含有に関し環境省令  
 で定める基準は、次のとおりとする。この場合  
 において、第一号の基準は、第五条の規定に基  
 づき環境大臣が定める方法により汚泥に含まれ  
 る油分を溶出させた場合における油分の濃度と  
 して表示されたものとする。

一 検液一リットルにつき油分十五ミリグラム  
 以下であること。

二 海洋投入処分により視認できる油膜が海面  
 に生じないものであること。

## （廃酸又は廃アルカリに係る基準）

第二条 令第六条第一項第四号イ（二）に掲げる  
 廃酸又は廃アルカリに係る同号イの油分の含有  
 に関し環境省令で定める基準は、次のとおりと  
 する。この場合において、第一号の基準は、第  
 五条の規定に基づき環境大臣が定める方法によ  
 り廃酸又は廃アルカリに含まれる油分を検定し  
 た場合における油分の濃度として表示されたも  
 のとする。

一 船舶に積み込む際に試料一リットルにつき  
 油分十五ミリグラム以下であること。

二 海洋投入処分により視認できる油膜が海面  
 に生じないものであること。

## （動植物性残さに係る判定基準）

第三条 令第六条第一項第四号イ（三）に掲げる  
 動植物性残さに係る同号イの油分の含有に関し  
 環境省令で定める基準は、海洋投入処分により  
 視認できる油膜が海面に生じないものであるこ  
 ととする。

## （家畜ふん尿に係る判定基準）

第四条 令第六条第一項第四号イ（四）に掲げる  
 家畜ふん尿に係る同号イの油分の含有に関し環  
 境省令で定める基準は、海洋投入処分により視

認できる油膜が海面に生じないものであること  
 とする。

## （検定方法）

第五条 第一条第一号及び第二条第一号に規定す  
 る基準は、環境大臣が定める方法により検定し  
 た場合における検出値によるものとする。

## 附 則

この府令は、昭和五十一年三月一日から施行  
 する。

附 則（昭和五十二年三月一日総理府令  
 第三号）

この府令は、昭和五十二年三月十五日から施  
 行する。

附 則（平成四年七月三日総理府令第三  
 九号）

この府令は、平成四年七月四日から施行す  
 る。

附 則（平成五年一月二日総理府令  
 第五号）

この府令は、廃棄物の処理及び清掃に関する  
 法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五  
 年十二月十五日）から施行する。

附 則（平成七年一月二日総理府令第  
 五十一号）

この府令は、廃棄物の処理及び清掃に関する  
 法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日  
 （平成八年一月一日）から施行する。

附 則（平成十二年八月一日総理府令  
 第九四号）抄

この府令は、内閣法の一部を改正する法律  
 （平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平  
 成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十八年二月一日環境省  
 令第三六号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行す  
 る。